

経済産業省

平成23・09・05原院第1号

平成23年9月30日

発電用火力設備の技術基準の解釈の一部改正について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-234a-11-4

原子力安全・保安院は、発電用火力設備の技術基準の解釈（平成17年12月14日付け、平成17・11・17原院第3号、NISA-234c-05-8）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この解釈は、平成23年9月30日から適用する。

発電用火力設備の技術基準の解釈 新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○発電用火力設備の技術基準の解釈 (平成17年12月14日付け平成17・11・17原院第3号、NISA-234c-05-8)

改正案	現 行
<p>(安全弁等) 第47条 (略) 2～5 (略) 6 省令第32条第2項に規定する「適切な措置が講じられているもの」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 (略) 二 <u>固体高分子型のものであって、停止時に燃料ガスを通ずる部分を密閉し、当該密閉する区間の圧力が最高使用圧力を超えることを防止する機能又は構造を有するもの</u></p>	<p>(安全弁等) 第47条 (略) 2～5 (略) 6 省令第32条第2項に規定する「適切な措置が講じられているもの」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 (略) 二 <u>停止時に燃料ガスを通ずる部分を密閉するものであって、密閉する区間の圧力が最高使用圧力を超えることを防止する機能又は構造を有するもの</u></p>